

# 小山市道路位置指定關係収録

小山市 都市整備部 建築指導課

## ○ 小山市建築基準法施行細則（抄）

昭和56年2月18日

規則第1号

### （道路の位置指定等）

第15条 法第42条第1項第4号の規定による道路の指定を受けようとする者は、道路指定（変更・廃止）申請書正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
  - (2) 付近見取図
  - (3) 区域図
  - (4) 道路法による道路にあつては区域の決定を行った公告の写、その他の道路にあつては事業の認可書の写
  - (5) 事業執行の計画書
  - (6) その他市長が必要と認める図書
- 2 市長は、前項の申請に基づいて道路を指定する場合は、文書により申請者に通知し、かつ、その旨を公告するものとする。
- 3 前2項の規定は、指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとする場合に準用する。この場合において、申請者は、前項の規定による通知書を添付するものとする。

第15条の2 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 道路位置指定（変更・廃止）申請図
  - (2) 承諾者の印鑑証明書
  - (3) 最近の土地の全部事項証明書（登記簿謄本）及び公図の写
  - (4) その他市長が必要と認める図書
- 2 前条第2項の規定は、道路の位置の指定について準用する。
- 3 前条第3項の規定は、位置の指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとする場合に準用する。

### （道の指定）

第16条 法第42条第2項の規定により、市長が指定する道は、法第3章の規定が適用されるに至った際、現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で、敷地との境界が明確なものとする。

### （道路の位置の表示）

第17条 第15条の規定による道路の位置の指定を受けた者は、側溝、街渠その他の施設を設けて当該道路の境界を明確に表示しなければならない。

- 2 法第42条第2項の規定による道路の境界の表示は、市長が指定する杭又は市が支給する杭でなければならない。
- 3 前項の市で支給する杭の支給対象については、市長が別に定める。
- 4 前3項の規定により設置した表示施設は、移動させてはならない。